

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月6日

【会社名】 国際紙パルプ商事株式会社

【英訳名】 KOKUSAI PULP & PAPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 CEO 田辺 円

【本店の所在の場所】 東京都中央区明石町6番24号

【電話番号】 (03)3542 - 4165

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 管理本部長 浅田 陽彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区明石町6番24号

【電話番号】 (03)3542 - 4165

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 管理本部長 浅田 陽彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 280,245,000円
(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 国際紙パルプ商事株式会社 関西支店
(大阪市中央区安土町一丁目8番6号)
国際紙パルプ商事株式会社 中部支店
(名古屋市中区錦一丁目11番20号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当1,050,000株の募集の条件、その他この新株式発行に関し必要な事項を平成30年6月5日開催の取締役会において決定したため、これらに関する事項を訂正するため及び「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) その他 最近の経営成績及び財政状態の概況 連結財務諸表 □ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 連結損益計算書」の記載内容の一部に誤りがあり、これを訂正するため、また、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) その他 最近の経営成績及び財政状態の概況 注記事項」に「金融商品関係」「資産除去債務関係」及び「賃貸等不動産関係」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出しとシンジケートカバー取引について

第二部 企業情報

第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等
- (2) その他

連結財務諸表

□ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

注記事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

(ただし、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) その他 注記事項」の追加記載部分については、___ 罫を省略しております。)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,050,000 (注) 2 .	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 . 平成30年5月21日開催の取締役会決議によっております。

2 . 平成30年5月21日開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式7,000,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が当社株主である株式会社みずほ銀行(以下「貸株人」という。)より1,050,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先とし、払込期日を平成30年7月25日とする当社普通株式1,050,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)であります。

また、みずほ証券株式会社は、平成30年6月26日から平成30年7月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人への返還に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 . 一般募集を中止した場合には、本件第三者割当増資も中止いたします。

4 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,050,000 (注) 2 .	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 . 平成30年5月21日開催の取締役会決議によっております。

2 . 平成30年5月21日及び平成30年6月5日開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式7,000,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が当社株主である株式会社みずほ銀行(以下「貸株人」という。)より1,050,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先とし、払込期日を平成30年7月25日とする当社普通株式1,050,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)であります。

また、みずほ証券株式会社は、平成30年6月26日から平成30年7月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人への返還に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 . 一般募集を中止した場合には、本件第三者割当増資も中止いたします。

4 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当 (注) 1 .	1,050,000	307,020,000	167,055,000
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計(総発行株式)	1,050,000	307,020,000	167,055,000

(注) 1 . 前記「1 新規発行株式」(注) 2 . に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連してみずほ証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。

2 . 前記「1 新規発行株式」の(注) 2 . に記載のとおり、申込み株式数が減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3 . 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であり、前記「1 新規発行株式」の(注) 2 . に記載の申込み株式数の減少により、減少する場合があります。

4 . 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出しとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

5 . 当社と割当予定先との関係等は以下の通りであります。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社	
割当株数	1,050,000株 (注) 1 .	
払込金額	334,110,000円 (注) 2 .	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
	代表者の氏名	取締役社長 飯田 浩一
	資本の額	1,251億円
	事業の内容	金融商品取引業
	大株主	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数
		割当予定先が保有している当社の株式の数
	取引関係	一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける主幹事会社
	人的関係	
当該株券の保有に関する事項		

(注) 1 . 割当株数は、上記記載の株数であります。前記「1 新規発行株式」の(注) 2 . に記載のとおり、割当株式数が減少する場合があります。

2 . 払込金額は、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。また前記「1 新規発行株式」の(注) 2 . に記載のとおり、割当株式数の減少により払込金額も減少する場合があります。

3 . 資本の額、大株主及び出資関係は、平成30年4月30日現在におけるものであります。

(訂正後)

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当 (注) 1 .	1,050,000	280,245,000	159,770,625
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計(総発行株式)	1,050,000	280,245,000	159,770,625

- (注) 1 . 前記「1 新規発行株式」(注) 2 . に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連してみずほ証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。
- 2 . 前記「1 新規発行株式」の(注) 2 . に記載のとおり、申込み株式数が減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 3 . 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、前記「1 新規発行株式」の(注) 2 . に記載の申込み株式数の減少により、減少する場合があります。
- 4 . 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出しとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 5 . 当社と割当予定先との関係等は以下の通りであります。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社	
割当株数	1,050,000株 (注) 1 .	
払込金額	319,541,250円 (注) 2 .	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
	代表者の氏名	取締役社長 飯田 浩一
	資本の額	1,251億円
	事業の内容	金融商品取引業
	大株主	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 割当予定先が保有している当社の株式の数
	取引関係	一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける主幹事会社
	人的関係	
当該株券の保有に関する事項		

- (注) 1 . 割当株数は、上記記載の株数であります。前記「1 新規発行株式」の(注) 2 . に記載のとおり、割当株式数が減少する場合があります。
- 2 . 払込金額は、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、一般募集における仮条件(314円～344円)の平均価格(329円)を基礎として算出した見込額であります。また前記「1 新規発行株式」の(注) 2 . に記載のとおり、割当株式数の減少により払込金額も減少する場合があります。
- 3 . 資本の額、大株主及び出資関係は、平成30年4月30日現在におけるものであります。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
334,110,000	3,000,000	331,110,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本件第三者割当増資による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本件第三者割当増資に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、有価証券届出書提出時点における見込み額であります。平成30年6月5日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。また、前記「1 新規発行株式」の(注)2.記載の発行数の減少により、払込金額の総額及び差引手取概算額も減少する場合があります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
319,541,250	3,000,000	316,541,250

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本件第三者割当増資による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本件第三者割当増資に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、一般募集における仮条件(314円~344円)の平均価格(329円)を基礎として算出した見込み額であります。平成30年6月5日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。また、前記「1 新規発行株式」の(注)2.記載の発行数の減少により、払込金額の総額及び差引手取概算額も減少する場合があります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額上限331,110千円については、一般募集の手取概算額2,212,400千円と合わせた、手取概算額合計上限2,543,510千円について、社内基幹システム関連の設備投資に851,000千円、残額を金融機関からの借入金の返済に充当する予定であり、具体的には以下のとおりであります。

設備投資

現行の当社社内基幹システムが老朽化しており、国内事業の業務効率化、グローバル対応、グループ経営管理の強化を目的とした社内基幹システムの更新、構築、改修等のため、851,000千円を平成31年3月までに充当する予定であります。

借入金の返済

手取概算額合計上限2,543,510千円から の金額を差し引いた残額は、運転資金等のために借り入れた金融機関からの短期借入金の返済として平成31年3月までに充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 1. 設備資金の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。
2. 当社は自社物流業務の機能強化のため、平成30年3月に埼玉県戸田市に物流拠点として土地及び建物並びに倉庫設備を1,652百万円(諸経費を含む。)で取得(以下「戸田物流センター」という。)しており、その取得資金の全額を金融機関からの長期借入金で調達しております。今般の短期借入金の返済については、財務の健全性確保の観点から、この長期借入金に比べ調達コスト等が高い短期借入金を返済するものであり、その返済金額にあたっては、当該長期借入金による調達額の概ね相当額として、その返済の実行を予定するものであります。

(訂正後)

上記の手取概算額上限316,541千円については、一般募集の手取概算額2,115,275千円と合わせた、手取概算額合計上限2,431,816千円について、社内基幹システム関連の設備投資に851,000千円、残額を金融機関からの借入金の返済に充当する予定であり、具体的には以下のとおりであります。

設備投資

現行の当社社内基幹システムが老朽化しており、国内事業の業務効率化、グローバル対応、グループ経営管理の強化を目的とした社内基幹システムの更新、構築、改修等のため、851,000千円を平成31年3月までに充当する予定であります。

借入金の返済

手取概算額合計上限2,431,816千円から の金額を差し引いた残額は、運転資金等のために借り入れた金融機関からの短期借入金の返済として平成31年3月までに充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 1. 設備資金の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。
2. 当社は自社物流業務の機能強化のため、平成30年3月に埼玉県戸田市に物流拠点として土地及び建物並びに倉庫設備を1,652百万円(諸経費を含む。)で取得(以下「戸田物流センター」という。)しており、その取得資金の全額を金融機関からの長期借入金で調達しております。今般の短期借入金の返済については、財務の健全性確保の観点から、この長期借入金に比べ調達コスト等が高い短期借入金を返済するものであり、その返済金額にあたっては、当該長期借入金による調達額の概ね相当額として、その返済の実行を予定するものであります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出しとシンジケートカバー取引について

(訂正前)

当社は、平成30年5月21日開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式7,000,000株の新株式発行に係る一般募集の決議を行っておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主である株式会社みずほ銀行から1,050,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、みずほ証券株式会社が貸株人より借入れた株式の返還に必要な株式を取得させるために行われます。なお、当社は一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに関し、平成30年5月21日に有価証券届出書を関東財務局長へ提出しております。

また、主幹事会社は、平成30年6月26日から平成30年7月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人への返還に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

当社は、平成30年5月21日開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式7,000,000株の新株式発行に係る一般募集の決議を行っておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主である株式会社みずほ銀行から1,050,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、みずほ証券株式会社が貸株人より借入れた株式の返還に必要な株式を取得させるために行われます。なお、当社は一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに関し、平成30年5月21日に有価証券届出書を、平成30年6月6日に有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ関東財務局長へ提出しております。

また、主幹事会社は、平成30年6月26日から平成30年7月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人への返還に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第二部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(2) 【その他】

【連結財務諸表】

□ 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(訂正前)

		(単位：百万円)
		当連結会計年度
		(自 平成29年4月1日
		至 平成30年3月31日)
売上高		377,714
	(省略)	
販売費及び一般管理費		
販売費		5,524
従業員給料及び手当		6,001
賞与引当金繰入額		887
役員賞与引当金繰入額		24
	(省略)	
経常利益		3,086

(訂正後)

		(単位：百万円)
		当連結会計年度
		(自 平成29年4月1日
		至 平成30年3月31日)
売上高		377,714
	(省略)	
販売費及び一般管理費		
販売費		5,524
従業員給料及び手当		6,000
賞与引当金繰入額		887
役員賞与引当金繰入額		26
	(省略)	
経常利益		3,086

【注記事項】

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用についてはそのほとんどが短期的な預金等であり、また、資金調達については銀行借入、受取手形及び売掛金の債権流動化による方針であります。デリバティブは、外貨建売上債権・仕入債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外での事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従って行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注)2.参照）。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	4,177	4,177	
(2) 受取手形及び売掛金	103,566	103,566	
(3) 電子記録債権	13,195	13,195	
(4) 投資有価証券	19,621	19,621	
資産計	140,560	140,560	
(5) 支払手形及び買掛金	84,158	84,158	
(6) 電子記録債務	3,909	3,909	
(7) 短期借入金	32,608	32,595	13
(8) コマーシャル・ペーパー	8,000	8,000	
(9) 長期借入金	9,084	9,044	40
負債計	137,761	137,707	53
デリバティブ取引(*)	11	11	

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期借入金のうち1年内返済予定の長期借入金については、(9) 長期借入金をご参照下さい。

(9) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

為替予約取引によるものであり、時価は先物為替相場によっております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	6,628

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,106			
受取手形及び売掛金	103,566			
電子記録債権	13,195			
合計	120,868			

4. 長期借入金等の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	30,168					
コマーシャル・ペーパー	8,000					
長期借入金	2,440	2,825	540	540	540	4,639
合計	40,608	2,825	540	540	540	4,639

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として名古屋ストックヤードの借地契約に基づく原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は取得から20～31年と見積り、割引率は2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	70百万円
時の経過による調整額	0
期末残高	71

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸住宅、賃貸倉庫等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は561百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
連結貸借対照表計上額	
期首残高	14,536
期中増減額	1,708
期末残高	16,245
期末時価	23,816

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加額は旧本社ビル跡地駐車場の取得(1,866百万円)であり、主な減少額は減価償却費(211百万円)であります。
3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。